

# 令和4年度総括事業計画書

社会福祉法人すぎのこ会

## 1 経営の原則

経営組織のガバナンスの強化、事業経営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を継続するとともに、全ての市民が地域の中で、地域の一員として日常生活を営むことができるよう、個人の尊厳に配慮した質の高いサービスの提供に努める。さらに、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正、公正に行い、自主的にその経営基盤の強化を図る。

## 2 評議員会の開催

6月に事業報告及び決算報告のための定時評議員会、12月に基本財産増加等に伴う定款変更のための臨時評議員会を開催し、社会福祉法第45条の30第1項及び同法第45条の31の規定に基づく事項等を審議するとともに、同法第45条の8第2項並びに定款第10条の規定に基づく事項を決議する。

## 3 理事会の定期的開催

5月に事業報告・決算、評議員会開催等の審議のための理事会、12月に臨時評議員会開催等の審議のための理事会、3月に事業計画、予算等の審議のための理事会をそれぞれ開催するほか、定期的に理事会を開催し、社会福祉法第45条の13第4項及び定款第29条の規定に基づく職務等を執行する。

## 4 経営組織のガバナンスの強化

改正社会福祉法下における新たな時代に対応した社会福祉法人のあり方について再確認するとともに、評議員会、理事会並びに評議員、理事及び監事、さらに会計監査人のそれぞれの役割と機能を見直し、ガバナンスの強化を図る。

## 5 事業経営の透明性の向上

説明責任を果たすため、社会福祉法が求める閲覧対象者を国民一般へ拡大し、定款第37条及び第38条の規定に基づく事業計画、事業報告、予算、決算及び現況報告書等を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。また、法人のホームページ及び社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム等を活用して公表する。

## 6 財務規律の強化

コロナ禍にあって、事業継続のための経営基盤の強化、確立に努める。さらに、適正かつ公正な支出管理の確保等財務管理を徹底するとともに、月次報告に基づく経営分析を

徹底し、経営の合理化、効率化に努める等財務規律の強化を図る。

## 7 地域における公益的な取組

- (1) 地域になくってはならない法人となるよう、利用者及び地域住民等のニーズ、職員提案等に即応した地域貢献のための組織的な活動を行う。
- (2) 地域における公益的な取組の一環として、他の経営主体では対応が困難な福祉ニーズに対し、県内の社会福祉法人との連携も視野に入れ、必要とされるサービスの提供に努める。

## 8 法人組織、機能の充実

本部事務局体制、施設・事業所体制の現状及び課題を明らかにし、法人組織を再編する等、それぞれの機能の充実に努める。

## 9 内部管理体制の整備

理事の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な内部管理体制の確立を図るとともに、関係諸規程の重点的整備に努める。

## 10 コンプライアンス体制の構築

一般的に言われる不祥事を未然に防止する取組とともに、広範なリスクを認識した上で、様々なリスクから組織を保護する体制を構築するため、諸規程等の周知徹底に努める。

## 11 虐待防止、苦情解決等権利擁護の体制整備

虐待の防止、早期発見、迅速な対応等ため、関係規程の整備に努めるとともに、苦情解決の手順について、利用者をはじめ関係者への周知を徹底し、権利擁護のための体制整備を図る。

## 12 人材の確保、育成と適切な人事、労務管理

- (1) 働き方改革、不合理な待遇差の解消等労務管理関連法の施行に伴う関係規程の見直しを継続して行い、その遵守と適切な労務管理に努めるとともに、採用、配置、評価、給与、能力開発を含むトータルな人材マネジメントシステムの構築に向けて検討する。
- (2) 福祉人材の確保が一段と深刻化する中であって、外国人の登用を含めた人材の確保、定着、育成の在り方について継続して検討する。

## 13 地域で支える福祉システムの構築

- (1) 子ども、高齢者、障害者等すべての市民が一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会の実現を目指す。
- (2) 関係行政機関との連携を密にし、施設、事業所の再編、機能の在り方について、継続し

- て検討する。その一環として、栃木市及び日光市への相談支援専門員の派遣を継続する。
- (3) 「すぎのこ会を守る会」、「NPO法人オアシス」との連携を一層強化し、当事者、保護者また関係者が望む施策等について意見を交換し、その要望実現に向けた具体的な施策について検討する。
  - (4) 利用者の重度、重症、高齢化が名実ともに進行する中であって、医療との連携を密にし、その充実強化に努める。
  - (5) 農福連携の実現を図る一環として、「株式会社観光農園いわふね」及び関連法人等と連携し、その具体化について継続して検討する。

#### 14 施設・事業所等の基盤整備 ～ 第5次アクションプラン21の着実な実施 ～

- (1) ひのきの杜共生の大規模修繕工事（感染症対策及び支援環境整備改築工事）を計画どおり完了する。
- (2) 多機能型事業所「すぎのこ」の一部解体、増築・大規模改修工事を計画どおり完了し、共同生活住居「すぎのこホーム」は廃止する。
- (3) 多機能型事業所「愛晃の杜」の大規模改修工事を計画どおり完了する。
- (4) 各施設、事業所の設備等の補修、更新、各種固定資産物品等の更新、車両を含めた業務改善、業務省力化等の新規機器等の計画的な整備を進める。特に、業務の合理化、効率化を推進するため、ICT機器導入の課題を整理し、整備の具体化について検討する。

#### 15 施設及び事業の適正、公正な経営

- (1) 地域生活支援拠点施設「もくせいの里」
  - (イ) 障害者支援施設「もくせいの里」  
施設入所支援、短期入所、生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援
  - (ロ) 包括支援事業所「すぎのこ」  
相談センターすぎのこ（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援）、支援センターすぎのこ（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問介護、第1号訪問）、子育て短期すぎのこ（子育て短期支援）、ケアプランすぎのこ（居宅介護支援）、子どもの部屋すぎのこ（栃木市子どもの居場所）
- (2) 障害者支援施設「ひのきの杜共生」  
施設入所支援、短期入所、生活介護、日中一時支援
- (3) 障害者支援施設「ひのきの杜」
  - (イ) 障害者支援施設「ひのきの杜」  
施設入所支援、短期入所、生活介護、日中一時支援
  - (ロ) 多機能型事業所「はまなす」  
生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援
- (4) 複合型施設（特別養護老人ホーム）「みすぎの郷」  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、共生型短期入所、地域密着型通所介護、第1号通所、共生型生活介護
- (5) 多機能型事業所「すぎのこ」  
生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援、就労訓練

- (6) 障害福祉サービス事業所「けやきの家」
  - 生活介護、日中一時支援
- (7) 多機能型事業所「愛晃の杜」
  - (イ) 多機能型事業所「愛晃の杜」
    - 生活介護、就労継続支援B型、相談支援（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援）、日中一時支援
  - (ロ) 障害児通所支援事業所「のあの杜」
    - 放課後等デイサービス
- (8) 多機能型事業所「あすなろ」
  - 生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援
- (9) 多機能型事業所「ひまわり」
  - 児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援
- (10) 複合型事業所「やまと」
  - (イ) 多機能型事業所「やまと（児童等）」
    - 生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援
  - (ロ) 多機能型事業所「やまと（介護）」
    - 地域密着型通所介護、第1号通所、共生型生活介護
- (11) 多機能型事業所「みずほの家」
  - 生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援、就労訓練
- (12) 多機能型事業所「あすひ」
  - 生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援
- (13) 共同生活援助事業所「花水木」
  - (イ) 岩舟地区事業所
    - 花水木、第二花水木、こすもす、さくらの家、ひまわりホーム、ぶどうの家  
みどり、みかも、第二みかも
  - (ロ) 栃木地区事業所
    - やまとホーム、第二やまとホーム
- (14) 共同生活援助事業所「わたすげ」
  - キスゲ、わたすげ、第二わたすげ、第三わたすげ